

伊丹市立駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市立駐車場条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和5年12月1日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

伊丹市立駐車場の利用期間を定めるとともに、伊丹市立JR伊丹駅前駐車場に駐車できる車両を追加するほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市立駐車場条例の一部を改正する条例（令和5年伊丹市条例第 号）

伊丹市立駐車場条例（平成元年伊丹市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中備考以外の部分を次のように改める。

名 称			位 置	種 類	駐車できる車両
伊丹市立伊丹市役所内駐車場			伊丹市千僧1丁目1番地	路外駐車場	普通自動車
中 心 市 街 地 車 場	伊丹市立 宮ノ前地 区地下駐 車場	みやのまち 地下駐車場	伊丹市宮ノ前2 丁目174番地 の2		
		宮ノ前地下 駐車場	伊丹市宮ノ前1 丁目73番地の 4	自動車駐車 場	普通自動車およ び自動二輪車
	伊丹市立アリオ地下駐 車場	伊丹市伊丹2丁 目5番5号	路外駐車場	普通自動車，自 動二輪車および 原動機付自転車	
伊丹市立J R伊丹駅前 駐車場	伊丹市伊丹1丁 目14番18号				

第2条第2項中「同表」を「同項の表」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

（供用および入出庫の時間）

第3条 駐車場の供用時間は，午前0時から午後12時までとする。

2 駐車場を利用する者が自動車（前条の車両をいう。以下同じ。）を入庫または出庫させることができる時間は，規則で定める。

（利用期間）

第4条 駐車場を利用する者は，駐車した日から起算して7日（第10条第3項に規定する定期駐車券により駐車場を利用するときは，その通用期間の満了の日）を超えて継続して駐車場に自動車を駐車させることができない。ただし，市長が特別の理由がある

と認めるときは，この限りでない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は令和 5 年 1 2 月 2 5 日から施行する。ただし，第 2 条第 1 項の表の改正規定は，令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 伊丹市立 J R 伊丹駅前駐車場における自動二輪車の定期駐車券の発行その他の準備行為は，前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前においても，行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の伊丹市立駐車場条例（以下この項において「新条例」という。）第 4 条の規定は，この条例の施行の日以後に自動車（新条例第 3 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下この項において同じ。）を入庫した者について適用し，同日前に自動車を入庫した者については，なお従前の例による。